

## 役員及び評議員等の報酬に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人白十字会林間学校（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬に関し、必要な事項を定めるものである。

### (役員及び評議員等)

第2条 この規程において、役員及び評議員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）をいう。

### (報酬)

第3条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会および監事監査に出席したときは、報酬として、日額 11,137 円を支給する。

2 その他会議の出席や法人・施設の職務を行ったときは、報酬として、日額 11,137 円を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には報酬等は支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。